

## 神奈川県平塚市における汚染土壌の処理状況について（報告）

### 1 これまでの経緯

神奈川県平塚市内のA事案区域内に所在する民有地において、土地改変する範囲で神奈川県生活環境の保全等に関する条例に基づく土壌調査（表層 50cm）を実施したところ、ヒ素及びその化合物について溶出量環境基準（0.01mg/L）の超過が認められたことから地権者は土地改変（掘削作業）によって発生した掘削土壌をフレキシブルコンテナバッグに回収し、同敷地内に一時保管（テント屋根付きのコンクリート構造物内で常時施錠管理）した。

その後、当該地権者から環境省に対し、①土壌から有機ヒ素化合物が検出されるか否かの確認（分析）と、②有機ヒ素化合物が検出された場合にはその土壌の処理について要望がなされたことを受け、環境省では、平成 29 年度から平成 30 年度にかけて、入念的な措置として、フレキシブルコンテナバッグに収納された掘削土壌の一時保管場所内部の大气調査を実施して安全性を確認したうえで、A事案区域内において土壌調査を実施する際と同様の分析項目について土壌分析調査を実施した。

当該調査結果については、平成 31 年度第 1 回「国内における毒ガス弾等に関する総合調査検討会」（平成 31 年 4 月 22 日）に報告し、有機ヒ素化合物が検出された土壌（フレキシブルコンテナバッグ 100 袋分）について、適正な処理に向けて、地権者等と調整を進めることとされたところ、今般、当該土壌の処理を完了したので概要を報告する。

### 2 土壌処理の概要

土壌処理業務（搬出・運搬・処理）について民間事業者と契約し、以下のとおり実施した。

無害化処理方法：焼却処理

処理土壌量：98.7 トン（フレキシブルコンテナバッグ 100 袋）

作業実施日：令和 2 年 1 月 14 日～令和 2 年 2 月 27 日

（搬出準備作業　　令和 2 年 1 月 14 日～1 月 21 日

搬出・運搬作業 令和2年1月22日～1月31日

土壌処理作業等 令和2年1月24日～2月27日

搬出場所復旧作業 令和2年2月3日～2月10日)

また、焼却処理を行った際、排ガス、排水、焼却残渣をサンプリングして総ヒ素分析を行い、全て基準値（排ガスについては自主監視基準値）以内にあることを確認した。

#### 4 その他

土壌の一時保管を行っていたテント屋根付きのコンクリート構造物（地表に設置されたもの）からフレキシブルコンテナバッグに収納された土壌を取り出す作業を行っていたところ、同コンクリート構造物の底部に溜水が確認された。

一部のフレキシブルコンテナバッグ（土壌）は底部から 10cm 程度が溜水に浸かった状態にあったことから、当該溜水を分析したところ、ごく微量ではあるものの有機ヒ素化合物（ジフェニルアルシン酸 0.006mg/L、フェニルアルソン酸 0.002mg/L）が検出された。このため、当該溜水に浸かっていたフレキシブルコンテナバッグ（土壌）については、平成 30 年度までに行った分析では有機ヒ素化合物が検出されなかったものも含め、新たに有機ヒ素化合物により汚染されたおそれが否定できないものとして全て焼却による処理を行うこととした。

なお、有機ヒ素化合物が検出された溜水（及び当該溜水に浸っていた保管用資材（パレット等））については、引き続きテント屋根付きのコンクリート構造物内にあり、今後適正な処理に向けて、地権者等との調整を進めることとする。